

# 政治学研究

第 52 号  
学生論文集

## 論 文

- 『一般意志2.0』と東浩紀の問題意識……………新井 直明
- 現代における記憶の風化と多様化……………末田 隼大
- アメリカ合衆国における不法移民規制の考察……………大沢研究会
- いじめ問題における教育委員会の政策充実度と連携度の関係……………大山研究会
- 大平正芳の環太平洋連帯構想……………笠原研究会
- 滝川事件と日本のマスメディア……………玉井研究会
- 反軍事主義か責任転嫁か……………宮岡研究会

卒業論文一覧 (平成26年度)

慶應義塾大学法学部  
政治学科ゼミナール委員会編

## 滝川事件と日本のマスメディア

玉井研究会

- I 序 文
- II 滝川事件の注目度
  - 1 滝川事件に対する新聞の注目度
  - 2 滝川事件に対する雑誌の注目度
  - 3 京大学生運動と学外支援運動に関する報道分析
- III 京大支持の報道
  - 1 滝川学説を取り巻く言論
  - 2 学問の自由と大学自治に関する言論
  - 3 京大関係者への報道姿勢
- IV 滝川事件をめぐる京大批判論
  - 1 文部省擁護論
  - 2 国家主義者の見解
  - 3 京大擁護に対する消極的態度
- V 結 語

## I 序 文

昭和8(1933)年に大学自治の本山、京都帝国大学において、法学部教授瀧川幸辰が休職処分となるいわゆる「滝川事件」<sup>1)</sup>が発生した。第64回帝国議会においては政友会代議士である宮澤裕が、4人の帝大教授を实名は明かさなかったが実例を挙げながら赤化教授として非難した。この中の1人が今回問題となる滝川教授だったのである。宮澤議員は彼らを大学から追放するよう鳩山一郎文相に要求した。鳩山文相はこれに対し答弁で「能ク調査致シマシテ、ソレゾレ適当ナ処置ニ出タイト思ヒマス、今迄ノ教授ニシテ官ヲ免ゼラレタ者モ相当アリマスシ、

将ニ免ゼラントシテ居ル人モアルノデアリマス」、「出来ルダケ取締リマシテ、スカル教員ガ教授ヲ致サナイヤウニ深ク注意ヲ致ス積リテ居リマス」<sup>2)</sup>と大学の自治に干渉を加えると明言したのであった。こうして滝川事件へと発展していく。

滝川事件のメディア研究としては松尾尊兌『滝川事件』(岩波書店、平成17年)や前坂俊之『太平洋戦争と新聞』(講談社、平成19年)等が挙げられる。特に松尾の『滝川事件』は本事件の全体像を描き出しており、主にその経過を詳細に追って本事件の代表的研究となっている。これらの研究では当時のジャーナリズムに関しても触れられており、本資料集で扱った新聞『東京朝日新聞』や『大阪朝日新聞』、雑誌『改造』や『文藝春秋』等に加えて『時事新報』『都新聞』等各メディアの立場が明らかにされた上で知識人たちがメディア上で論陣を張ったことが述べられているが、事件の経過の説明に重きを置いておりメディア研究に関してはいまだ分析の余地を残している。本資料集はかかる既存の研究を参照しながら、先行研究の補完に加えてさらなる分析をしたいと考えている。

そこで本資料集は新聞14紙、雑誌16誌を調査対象とし、かかるメディアの内容分析を通じ、当時の日本人が滝川事件をどのように捉えていたかについて考察する。新聞は主要紙に加えて国家主義的な新聞である『国民新聞』、『やまと新聞』、また大学新聞3紙、そして地元紙の『京都日日新聞』、『京都日出新聞』も調査対象とした。雑誌は当時読者の多かった『中央公論』や『文藝春秋』などに加えて、新聞と同様国家主義的な『日本及日本人』、『原理日本』も調査対象に含めている。事件の当事者たちだけでなく幅広い論調を探るため婦人誌も扱った。

以下、Ⅱ「滝川事件の注目度」では新聞および雑誌の計量分析を基に、当時のメディア報道における滝川事件の扱いについて検証を行う。Ⅲ「京大支持の報道」では、京大の立場を支持したと思われる言論について明らかにする。それに対しⅣ「滝川事件をめぐる京大批判論」では、主に文部省関係者や国家主義者に注目し、文部省を擁護する言論について検証する。

## Ⅱ 滝川事件の注目度

### 1 滝川事件に対する新聞の注目度

本節では、滝川事件に対する新聞の注目度を、時系列の中での変化、各紙の差異に着目し検証していく。

はじめに、滝川事件への関心の度合いを考察するため、各紙における同事件に

についての第一報<sup>3)</sup>が報じられた時期と、その特徴を見ていきたい。まず、本事件の第一報報道時期には各紙によって大きな差異が見られた。最も早く本事件を報じたのは京都の地元紙<sup>4)</sup>である『日出』だった。同紙は『刑法読本』の発禁について4月16日に滝川教授の談話を顔写真付きの3段抜き見出しで掲載している。この速報性と扱いの大きさからは地元紙ならではの関心の高さがうかがえる。『刑法読本』の発禁について報じたのは『日出』のみであったが、4月22日に京大・文部省間で滝川教授に辞表を提出させることが決定されると、地元紙の『京日』のみならず『東朝』『東日』『大朝』『大毎』などの主要紙も夕刊にて一斉に報道を開始した。これについて『京日』は「俄然・学園に嵐吹く」というセンセーショナルな横見出しとともに滝川教授の写真付きで記事を掲載し、熱心な報道姿勢を示す一方で、他の主要紙ではいずれもその扱いは2段あるいは3段で事実を報道するのみであった。その後、5月12日に京大・文部省間で交渉が行われることが分かると、『読売』や『報知』も本事件を報じ始めたが、その報道内容は事実を淡々と伝えるのみであった。これらの事実から、特に『日出』や『京日』といった京都の地元紙が主要紙と比べて滝川事件を初期の段階から熱心に報道していたことが分かる。

次に、本事件の報道記事数の推移について考察したい。主要紙と地元紙で記事数推移の傾向にあまり差が見られないが、その記事数の平均値を見ると、調査期間全体を通して地元紙のほうが主要紙よりも本事件を多く報道していたことが分かる。さらにこの表からは本事件が5月半ばごろから徐々に報道の盛り上がりを見せ、7月下旬まで継続的に報道されていたことが分かる。その中でも5月、6月、7月の各月において特に報道数の多さが際立つ3つの山があることを確認できる。第一の山は滝川教授の休職発令前後(5月25~28日)、第二の山は文部省解決案の掲示前後(6月14~17日)、第三の山は京大六教授の免官決定前後(7月11~13日)となっている。以下、特にこの3つの山に注目して各紙の報道を比較・分析していく。

滝川事件の報道において特に盛り上がりを見せた3つの山における日刊各紙の報道の様子を見ると、主要紙、地元紙問わず各山において滝川事件がトップ記事として報道されていたことが分かった。トップ記事数では『日出』および『京日』が9つと最大である。主要紙では『東朝』が7つ、『大朝』『東日』が各6つ、『報知』と『国民』が各4つと続く。『東朝』が『大朝』より多いことや、『東日』が多いにもかかわらず『大毎』が2つと少ないなど、主要紙についてはやや意外な

印象を受ける。とはいえ、地元紙の『日出』のみならず『東朝』『大朝』などの主要紙でも号外を発行していたことやトップ掲載記事数から、本事件が全国的な盛り上がりを見せていたことが確認できる。

地元紙における注目の高さは紙面占有率からもうかがわれる。紙面占有率50%以上の記事数で『日出』『京日』の地元紙は各12件、11件と、主要紙中最も多い『大朝』『大毎』の各5件に対して2倍以上の差をつけている。内容に関しても主要紙と比べ地元紙では学生運動や小西総長、京都帝大各教授の談話などがより多く掲載されており、本事件を詳細に報道する傾向が見られた。

以上、滝川事件で特に盛り上がりを見せた3つの山について各紙の報道を計量的に分析し、その内実を明らかにし、記事数やその紙面占有率を見ると主要紙よりも地元紙のほうが本事件をより熱心に報道していたことを確認した。

各紙の論説記事の詳細な内容に関してはⅢおよびⅣにて後述するので、本節では各紙の論調傾向を概観しておきたい。結論からいうと、新聞各紙の論調は大半が京大擁護ないし京大寄りの立場を取っており、中立あるいは京大批判の立場は少数派だった。京大擁護の立場を取ったのは『日出』『京日』『中外』『帝大新聞』『京都帝大新聞』『三田』『読売』『報知』『東朝』『大朝』の10紙で、京大擁護論の中でも特に地元紙の『日出』『京日』『中外』では京都市民の地元意識に訴えかける情緒的な論説が散見された<sup>9)</sup>。中立的立場を取ったのは『東日』『大毎』の2紙で、京大批判の立場を取ったのは『国民』『やまと』の2紙であった。『国民』『やまと』では保守的な立場から京大を批判する論説が見受けられた。これら各紙の論調傾向は本稿が対象とする期間において基本的に変化は見られなかった。

以上、論説記事やコラムを中心に、滝川事件に対する各新聞の論調の傾向や変化について検証した。新聞における論調は、そのほとんどが京大擁護の立場であったといえるだろう。

最後に、昭和8年に起きた当該事件をめぐる報道が、どの程度検閲を受けていたのかを明らかにしたい。調査対象である全ての新聞に掲載された関連記事全3355件から伏せ字の有無を調べると、記事の中に伏せ字が登場したのは『京日』『中外』『報知』それぞれ各1回、『日出』に2回の、計5回にすぎなかった。例えば、6月8日の『京日』、『日出』、『報知』の記事はいずれも文部省が新聞記者団に『刑法講義』『刑法読本』内のマルクス主義的箇所を説明した際のもので、「急進」「変革」といった言葉が伏せ字にされていたのであり、政府、文部省批判が伏せ字になったわけではなかった。むしろ、前述のように、当時の新聞の中心的

論調は京大擁護、文部省(当局)批判であり、各紙は文部省を批判する論説・コラムを掲載していた。したがって、少なくとも本事件に関しては、政府批判を封じ込めるような当局による検閲は必ずしも徹底して行われていなかったことがうかがわれる。

以上、本節では、滝川事件に対する注目度が特に京都に拠点を置く地元紙において高かったこと、各紙の論調の大半が京大擁護の立場を取っていたこと、またその伏せ字記事の少なさから、本事件の新聞報道に関しては政府や文部省批判を封じるための実効性を伴った検閲が行われていなかったことを確認しておきたい。

## 2 滝川事件に対する雑誌の注目度

本節では、各雑誌の記事数の推移や特徴、見解を明らかにし、各々の立場からどのように滝川事件を扱っていたのかを検証する。また、伏せ字が新聞よりも多く見られたため、検閲の痕跡についても考察を加えてみた。

まず、雑誌が滝川事件をどのように扱っていたかを時系列で確認しておきたい。滝川事件の始まりを4月10日の滝川教授の著書の発禁処分とし、4月の出来事を反映している5月号から10月号までの半年間分を調査した。各誌5月号の中で滝川事件について執筆されていると明確に分かる記事は4本であり、そのうちの3本は『原理日本』に載せられたものであった。6月号の記事は全29本あり、そのうち14本の記事には同事件との関連が明確に読み取れるものが含まれていた。

記事量が大きく変化するのが7月号であり、6月の29本から96本へと激増する。7月号は5月中旬～6月中旬に書かれた記事だと考えると、前節で見た新聞で記事数が最も多くなっていた滝川教授の休職発令が出た5月26日前後、ついで多かった6月14日の文部省解決案の掲示前後の時期に重なることが分かる。8月号は37本、9月号は28本、そして10月号では11本と大幅に減少し、ほぼ事件に関する論説は収束した。

以上、5月号から10月号の記事数を見ると、記事数の推移は新聞の推移で確認した3つの山と重なるといえよう。

次に、雑誌を京大擁護、文部省擁護、またどちらも均等に扱っているという意味で中立という3つに分け、各雑誌の特徴を示し、どのように滝川事件を報道したのかについて概観してみたい。また特集を組んでいる雑誌は、編集者の同事件の関心が高いと考えられる。

まず、調査雑誌16誌のそれぞれの滝川事件に対する姿勢を分類すると次のよう

になる。主に京大擁護の論説を多く掲載していたのが『中央公論』『批判』『教育』『婦人公論』『婦人之友』『婦人運動』『改造』『文藝春秋』『経済往来』であった。また、文部省擁護の雑誌には『原理日本』『日本及日本人』『実業之日本』『東洋経済新報』『民政』『政友』があり、これらの雑誌には、京大を擁護する記事は1本もなかった。京大擁護・文部省擁護のどちらの記事も均等に扱っていたのが『政界往来』であった。

複数回登場した執筆者は、文部省寄りでは蓑田胸喜で12本、三井甲之が8本、一方京大寄りでは恒藤恭が4本、末川博・長谷川如是閑・滝川幸辰が3本であった。つまり、文部省擁護には保守主義者や政府関係者が、京大擁護にはリベラルな立場にいる者や教育的立場にいる者が挙げられる。以上をふまえて、特集を中心にその特徴を追っていききたい。

『中央公論』の特集号には、滝川事件で辞任した京大教授末川博、森口繁治、大正9(1920)年に発表した論文が危険思想と攻撃され休職処分を受けた森戸辰男など、政府と対立していた執筆者が目立った。また、『国民』における『中央公論』の特集号の広告には「学問の自由の為に敢て世に送る 七月特大号」という見出しがつけられたほか、数日後再び同じ特集号に関する別の広告が掲載され、読者の注目を惹きつけていた。

また、『改造』の特集には滝川事件で辞職した京大教授の恒藤恭、森口繁治や東大教授の嶋山政道などの教授が主に執筆を担当しており、例外的に鳩山一郎が執筆した論説もあるが、それ以外は全て京大を擁護している。編集者は、7月号は珍しく大作が揃ったと自負し<sup>6)</sup>、また雑誌で唯一風刺画を掲載していた。

また、特集ではないが『文藝春秋』7月号には、長谷川如是閑、茂木惣兵衛、大森義太郎、向坂逸郎、佐々弘雄、石濱知行、三枝博音、菅忠雄らによる座談会が掲載された。また、『文藝春秋』の社長菊池寛は「京都大学の問題は、どちらが正しいかはわからない」といいながらも、文部省擁護の論説をほとんど載せなかったのは興味深い。

文部省を擁護した雑誌の中で特集を組んだのは右派の雑誌である『原理日本』で、文部省を擁護、京大を批判する姿勢は一貫していた。主な執筆者は国家主義団体である原理日本社を創設した蓑田胸喜、皇道歌人三井甲之や松井福松らが中心となっていた。

京大擁護、文部省擁護の明確な立場を示さなかったのが『政界往来』である。執筆者には、政治学者の五来欣造、歌人の与謝野晶子、社会思想家で社会運動家

の石川三四郎、藤田進一郎、随筆家で評論家の生方敏郎、英文学者の戸川秋骨、政治家の世耕弘一、前田米蔵、水谷長三郎などがある。7月号の編集後記に「『京大問題』大学の自由の是非がやかましく論議されているので、取り急いで、各方面の評論家、新聞人等に願って縦横の批判をしてもらった」とあり、他誌ではほとんど見られない様々な分野の専門家による記事が特色であるといえよう。

最後に、前節で新聞には伏せ字が少なかったことを指摘したが、雑誌では伏せ字が散見されたことから、雑誌における当時の検閲の様子について検証してみた。『中央公論』では、伏せ字が最も多く、26本中8本に見られた。そのうち5本が京大擁護の記事であり、残りの3本は中立的な記事である。伏せ字があった執筆者は、昭和3年に左翼的言動のため東大を辞職させられた大森義太郎など、政府から警戒視されたことのある人物であった。文部省擁護の立場をとる『日本及日本人』の戸上駒之助<sup>7)</sup>と、『経済往来』の宮澤裕<sup>8)</sup>の京大批判の記事にも伏せ字が見られたものの、それぞれ1カ所のみで、本文を読むのに支障がない程度であった。

また、『経済往来』と『改造』の2つの雑誌で伏せ字になっている執筆者に長谷川如是閑がいる。長谷川如是閑は大正7年に政府の言論干渉に抗議した経歴を有していたため、彼も政府から警戒視されていたのではないかと考えられる。『東洋経済新報』でも同様に長谷川如是閑が執筆していたが、伏せ字は見られない。興味深いのは、『経済往来』における長谷川如是閑の論説では「近代国家や近代社会の産出は学術の自由な発展無きには考えられない」<sup>9)</sup>とあり、また、『東洋経済新報』に「大学は近代の資本主義社会と協力するための学問機関であり、そのため市民階級も出来るだけ学問の自主的発達を助長することによってのみ、それ自体の社会の声明を強健ならしめると言う理由で、大学の自由を認めた」<sup>10)</sup>とあり、大学の自由が国家や社会の自由につながることを説き、その論旨は非常に似ている。しかし、両誌に対する検閲の結果には相違があることから、雑誌に関しての検閲には一貫性がなかったのではないかと予測できる。

以上、本節では雑誌の記事推移から7月号において最も盛んに取り上げられていて、論説の数の推移が新聞のそれと重なることが明らかになった。また、新聞と違って雑誌は京大擁護派が大勢を占めていたわけではないことも確認した。雑誌における検閲に関しては、京大への検閲は徹底して行われていなかったことを明らかにした。

### 3 京大学生運動と学外支援運動に関する報道分析

本節では、学生運動に着目し、メディアにおけるその報道の様子について分析していきたい。なお、本節の分析は計量的なものをメインとする。

まず、新聞での学生運動報道から運動に対するメディアの注目度の変化を検証する。京大学生運動の発端は5月19日の法学部有信会学生会員大会であるが、14紙中11紙が本大会について報道しており、その大半が声明書を掲載していた。特筆すべきは、『大毎』『日出』『京日』が5段抜き見出しで報じている点であり、特に『大毎』に関しては『東日』が2段抜きで報じているのと比べると、その注目度の違いが明らかである。朝日新聞に関しても同様に、『東朝』が1段であるのに対し、『大朝』では3段抜き見出しと差異が見られる。このように地元紙および大阪に根拠をもつ主要紙は学生運動開始当初から比較的大きな関心を寄せていたことが分かる。なお、大学新聞については日刊紙ではないために正確に比較することは難しいが、3段抜き見出しの報道が見られたことから、少なくとも帝国大学内では関心の対象であったことがうかがえる。

この大会後、5月で他に報道の盛り上がりが見られたのは、26日の法学部学生大会と31日の法・経・文連合学生大会である。特に前者に関しては、『日出』が学生運動報道として初のトップ掲載を行った<sup>11)</sup>。また、この大会で学生一同に向かって声明書を朗読する宮本法学部長の写真が多くの新聞で掲載されたが<sup>12)</sup>、『日出』では「京大学園の大嵐 フォト・ニュース」<sup>13)</sup>とし、写真特集が組まれており、『大朝』に関しては写真に「吹き募る京大暴風帯」といった見出しが重ねられていた<sup>14)</sup>。このことから、地元紙や大阪に根拠を持つ主要紙がよりセンセーショナルな報道をしていたことが分かる。

6月に入ると、4日の有信会全国大会、3度(6日、12日、16日)の全学学生大会が比較的大々的に報じられている。前者に関しては、大会における宮本法学部長の経過報告が各紙に詳細に掲載されており、『日出』では社会面一面をほぼ占めるほどの占有率であった<sup>15)</sup>。後者については、これも地元紙特有で写真に学生運動を強調する紹介文が見られた。

7月以降は、学生の夏季休暇と学生課の指導に伴って運動が沈静化に向かうため、新聞における報道も少なく、5月や6月のように写真を使って大々的に報じるといった姿勢はほぼ見られない。概説でも述べたように、滝川事件が7月17日の松井解決案によってひとまずの解決を迎えたため、メディアの学生運動に関す

る関心も薄れたといえる。

以上、新聞における学生運動報道について見てきたが、一貫して報道の盛り上がりは大規模な大会におけるものが多かった。したがって、比較的大会が盛んに開かれた5月から6月中旬まではメディアも大きな関心をもって報道し、7月に入り運動沈静化に伴って大会頻度が減少するとメディアの報道姿勢も後退した。また、注目度の差異については、日刊紙でない大学新聞は除いて、学生運動の当初から地元紙および大阪に本拠を置く主要紙が大きな関心を寄せていたことが分かった。

これまで新聞報道から見る学生運動について分析してきたが、雑誌における学生運動の扱われ方についても少し見てみたい。雑誌では論説記事が中心であったが、学生運動に関する記事も『文藝春秋』『改造』など多くの雑誌で確認できた。特徴的な記事としては、『文藝春秋』8月号で緑海茫太郎の「京大問題裏面史」において学生運動組織図が紹介され、『改造』8月号の京大法学部講師の田中直吉による「真理への途に忠實なるもの」においても別の学生運動組織図が確認されたように学生運動に注目していたのが分かる。

以上、雑誌における学生運動の扱われ方について確認したが、論説記事を中心に雑誌でも多く取り扱われており、注目されていたことが分かった。また、学生運動組織の内部に関する分析がなされるなど、新聞には見られない一面も確認できた。

最後に、学生運動の当事者であった大学側の視点に目を向けて、大学新聞における報道の特徴について計量的に見ていきたい。なお、今回分析対象とした大学新聞は、慶應義塾大学の『三田新聞』、帝大の『帝大新聞』、京大の『京都帝大新聞』の3紙である。

まず、各紙の滝川事件に関する報道の様子について見てみる。『帝大新聞』と『京都帝大新聞』では共に130件前後の報道がなされ、事実の報道から論説や談話といったバラエティに富んだものが見られた。期間についても5月から9月までと終始コンスタントに報道がなされ、夏休み明けまで関心が絶えない様子であった。一方、『三田新聞』では6月2日における6件の報道しか見られず、全て滝川教授擁護や文部省批判をメインとした論説であった。このことから、同じ大学新聞であっても帝国大学に比べ私学では滝川事件への興味関心が薄かったことが分かる。

次に、学生運動のメインとなった京大と東大における大学新聞の報道について

その特徴や差異を分析する。『京都帝大新聞』では、当然のことながら京大内の動向に関する報道が多く、滝川教授休職発令前後の5月24日と27日に号外が出されているのが大きな特徴である。記事に関しては、一般紙と比べ、より運動をクローズアップして報道していた。特筆すべきは、7月5日1面において、「COMMUNIQUE WORLDWIDE APPEAL TO THE DEFENDERS OF CULTURE」という英字の記事が書かれたことである。これは文部省による暴挙を全世界に伝えるために学生が各国主要新聞社に打電したとの記事であり、英字見出しの記事は当紙特有のものといえる。写真に関しては、「嵐が生んだ写真」として写真特集が組まれているほか<sup>16)</sup>、小西総長留任を懇願する校内の貼紙の写真の紹介が特徴的である<sup>17)</sup>。

続いて『帝大新聞』だが、こちらは当然のことながら東大内での動向を中心として扱っているが、学外の動向についても積極的に報道している。「京大問題の余波」や「京大問題への反響」といったコラムがあるのがその端的な証拠である。

以上のように、大学新聞においては学内の詳細な動向が報道されており、一般紙には見られない特徴的な記事を見ることができた。『京都帝大新聞』と『帝大新聞』の差異としては、前者が京大内での動向について各日の詳細を報道していたのに対し、後者は学外にも着目して他大学等の動向をコラムで報道していたことが分かった。

ところで、当時の大学は「聖域」として政府の干渉を受けにくく、一般社会に比し、より幅のある自由が確保されていたといわれているが、大学新聞の紙面からもそれがうかがえた。それは、大学新聞における知識人の論説記事は、1つとして伏せ字がなく検閲の跡が見られないことである。特筆すべきは、同じ執筆者による同旨の論文であるにもかかわらず、一般の雑誌においては伏せ字が見られたものも、大学新聞では全くそれが無いことである。例えば、森戸辰男の『中央公論』6月号に掲載された「大学転落の新段階」という論文の中では多くの伏せ字を見出すことができるが、『帝大新聞』における「大学擁護論とその陥穽」という彼の同旨の論文の中には伏せ字は見られない<sup>18)</sup>。なお、伏せ字の解釈は困難であったが、『帝大新聞』の彼の論文における「反動的な文化政策」という単語に関して、『中央公論』では「反動的」という部分が伏せ字になっていることなどを照合することにより確認できる文言もあった。このように、当時において「赤」のレッテルが貼られた知識人であっても、大学新聞においてはその思想の自由が保障され、大学には「聖域性」があったことが理解できる。

本節では学生運動に対するメディアの報道姿勢について検証した。総じていえるのは、各紙で報道の差異はあったにしろ、メディアが滝川事件において学生運動に関しても大きな関心を抱いていたことであり、本事件を盛り上げる重要なファクターであったことが明らかになった。

### Ⅲ 京大支持の報道

#### 1 滝川学説を取り巻く言論

本節では、滝川事件の発端となった滝川教授の学説を取り巻く言論について見ていく。滝川学説について、内乱罪、姦通罪に関する記述、教育刑への批判的態度がマルクス主義的、社会機構の変革を訴える危険思想であるとされた。このような滝川学説への批判に対し、メディアはどのような反応を示したのか見ていきたい。

現存の刑罰、国家組織を否定する危険な表現だと批判された滝川の刑法について、京大教授の森口繁治は『中央公論』誌上で、滝川は刑法を不要としているのではなく、刑法が不要になるような社会の実現を目指すべきだと述べているだけだとして、滝川学説はそもそも刑法不要論ではないと擁護した<sup>19)</sup>。また森口は『改造』に寄せた他の論文で、犯罪が発生しないように社会を改めることが必要だという説明は現在の法律学の傾向であり滝川教授だけに限らない、と弁じた<sup>20)</sup>。同じく京大教授の末川博も、『中央公論』に寄せた論文<sup>21)</sup>で、犯罪をなくするためには犯罪の発生する余地のない社会をつくることが肝要であり、犯罪は社会の産物であり刑罰ではなくせないということは名だたる刑法学者であれば誰でも知っている、と語っている。同様の擁護は『東朝』のコラムでも見られ<sup>22)</sup>、犯罪と社会の相関関係に言及する諸説は滝川教授の学説の特色ではないと当時多数のメディアが報じていた。

次に、内乱罪、姦通罪について見てみると、まず東大教授の美濃部達吉が、『帝大新聞』の中で<sup>23)</sup>、刑法学者がこの2点について論じるのは全くおかしくない、と書いている。下位春喜は新聞書評で<sup>24)</sup>、外国では「夫婦いずれかの不品行を罰する」または「いずれをも罰しない」ものであり、滝川教授は「夫婦いずれをも罰しないことが望ましい」といっているだけである、妻の不品行のみが罰せられるなら夫の不品行も罰せられるべきであり、逆にどちらも罰しないという説も導ける、と滝川の学説を擁護している。同様の意見は、『改造』に寄せられた田中

耕太郎の論文<sup>25)</sup>でも見られた。

以上のようにメディアは、森口や美濃部といった帝大教授の見解を載せることで、滝川学説への批判に反駁しようとしていたように見える。他方で注目されるのは、学説について深く踏み込んで議論を展開している人物は、滝川と同じ京大の教授、あるいは帝大の教授陣といった比較的滝川と近い関係にある人間であるという点であろう。滝川を学説の観点から擁護する議論が掲載されている媒体も、どちらかといえば新聞よりも雑誌、大学新聞が多く、その中でも『中央公論』や『改造』に集中しているのが特徴的である。全体として滝川の学説、内容に踏み込んだ議論を展開している新聞、雑誌の数は少ないと考えられる。また学説に踏み込んだ記事が見られたのは事件の始まりの期間で、前出の小西解決案、教授免官問題、松井解決案などの問題が噴出すると、メディアの論説はそちらへ重心を移していくのである。

このような理由として考えられるのは、そもそも滝川事件は学説という専門性の高い問題を争点としていたことである。京都の地元紙『日出』に「学説問題を素人が判断するのは危険<sup>26)</sup>」とあるように、この問題はそもそも世間で議論されにくい性質を有しており、メディアは学説論争を紙上あるいは誌上において展開することには慎重だったのであろう。加えて、馬場弧蝶が『三田新聞』紙上において雑誌新聞はもはや言論機関ではなく、一企業である<sup>27)</sup>と批判している点からもうかがえるように、学説問題は専門的であるだけに世間の関心も低く一般受けしにくい問題であると考えられ、メディアは記事にすることに対して消極的だったとも考えられる。注目されるのは、東大教授の美濃部達吉が『帝大新聞』に寄せた論文の中で「私は刑法読本を読んだことは無い」と述べていることである<sup>28)</sup>。『刑法読本』が発禁になったという理由もあるが、当時の知識人たちの間でさえも滝川の学説はさほど関心が払われていなかったと推察されよう。事実『大毎』の社説<sup>29)</sup>は、滝川教授の思想について一般世間はもちろん渦中の者でも知らない者が多いと思われる、と報じている。先述したように、新聞、雑誌上には学説の内容にまで深く踏み込んだものは少なく、滝川を学説の観点から擁護しようと試みた者のほとんどは京大法学部の教授たちなど限られた人たちであった。

以上、滝川事件に関するメディア報道は、学説の中身について深く掘り下げることはせず、広範囲の支持を受けることもなく盛り上がりに欠いたのである。学説論争が盛り上がりに欠いた理由としては『刑法読本』自体が発禁処分になっていたことに加え、新聞が学説論争に立ち入ることに対しては政府から自粛要請が

あったことも考慮しておく必要がある。文部省の発禁と紙面掲載自粛という措置により、学説問題は世間から隔離され、メディア上での盛り上がりに欠けていたことを明らかにした。

## 2 学問の自由と大学自治に関する言論

本節では、各メディアが大学の自治と学問の自由について、どのような反応を示したのか、加えて新聞や雑誌の報道の差をメディア分析によって明らかにしていきたい。

京都大学法学部教授会の見解や声明書をめぐる新聞雑誌の報道あるいは論説をみると、京大教授陣営が問題とみなしたことは、主に次の3つに大別される。それは①3つの学問の自由について②大学令1条の「国家思想の涵養」をめぐる解釈について③京都大学官制2条についてである。メディアはこれらの問題点をどのように取り上げていたのだろうか。以下、考察してみたい。

第一に3つの学問の自由について扱う。3つの学問の自由とは(1)研究の自由、(2)教授の自由、(3)発表の自由についてである。5月16日に宮本法学部長は、教授会が大学の使命にかんがみて大学教授に当然許されるべき研究の自由を主張するとの見解を発表した。この見解に対し、文部省は、研究の自由は学問の自由として認められるが、公序良俗に反する内容を教授し、発表することは教授としての本分にもとり、滝川教授の問題は、教授の自由、発表の自由に関連して責任を問うているので教授会の意向は当を得ていないとの趣旨で反駁した<sup>30)</sup>。この文部省の反駁の中で3つの学問の自由が提示され、以後、新聞や雑誌でかかる自由をめぐり論争が展開されるようになる。京大教授陣はかかる3つの学問の自由のうち、(1)の研究の自由、(2)の教授の自由が滝川問題に該当し、守られるべきとしている。これは5月26日の辞職理由を示した法学部教授会声明書によると、そもそも研究の自由は教授の自由を含んでいるとの考えに立っていた<sup>31)</sup>。京大教授陣以外では違った捉え方をしている論者がいた。河合栄治郎、岡邦雄、新居格は、(3)の発表の自由をとりわけ重視し、それについて論を展開している。例えば河合栄治郎は、発表の自由は学内向けに発表する自由と民衆へ発表する自由の2つに分けられ、後者は発禁などの処罰が加えられることもあるが、そのために前者が奪われることはありえないとしている<sup>32)</sup>。他方で、向坂逸郎によれば滝川事件は、(2)の教授の自由(3)の発表の自由の侵害にあたりし問題視していた<sup>33)</sup>。執筆者を見ると、この学問の自由では、後述する2つの論点に比べ

執筆者に必ずしも偏りは見られない。また、新聞では匿名の論説もあった<sup>34)</sup>が、上記の教授会の声明と同旨の内容であり、学問の自由を擁護していても、深い議論はなかった。

第二に、大学令1条に関する解釈「国家思想の涵養」をめぐってはどのような報道がなされていたのか。まず、大学令1条とは、大正7年12月6日勅令第388号で「大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」である。文部省が滝川教授の学説をこの大学令1条に反するものであるとしたのは、先述の3つの学問の自由を用いて文部省が反駁したときである。これに対し、5月26日の宮本法学部長の声明によると、教授たちは、大学における教授の自由には、国家思想の涵養に害がある場合には制限があることを認めつつも、滝川の著作はそれに該当しないとしている。大学令1条関連の新聞報道を見ると、その多くはこの教授会声明書に同意する内容ばかりであった<sup>35)</sup>。すなわち大学令1条の「国家思想の涵養」に対する解釈ではなく、滝川学説自体が国家思想を破壊するものではないとし、大学令1条に違反しないとの見解が示された。一方、雑誌でも、『改造』『中央公論』誌上で滝川本人をはじめ末川博、森口繁治、佐々木惣一<sup>36)</sup>と京大教授陣が大学令1条を取り上げていた。しかし、その内容は大学令1条の「国家思想の涵養」の解釈に論点を向け、文部省を批判していた<sup>37)</sup>。以上の大学令1条に関するメディアの報道に関して、注目しなければならない点は、意見を述べているそのほとんどが京都帝大の教授であり、解釈・論調も皆ほとんど同一であるという点であろう。大学の自治に関する大学令1条についてメディア上で議論をしているのは、帝国大学教授にほぼ限定されており、執筆者に広がりをもたなかったことがうかがえよう。

第三に京都大学官制2条について扱う。まず、京都大学官制2条とは、教授の進退に関しては総長の具状が必要であるという勅令である。大学官制2条をめぐると、新聞雑誌を問わず、その内容は、総長・大学教授からの具状に基づかないで滝川教授を休職に処したことが、法令上許されないというものがほとんどであった。官制の中では総長の具状を必要としているのに、それを無視し滝川を罷免したことは、官制が勅令であることを忘れ、文部大臣が天皇のもとにあることを忘れていないのか、との皮肉も展開された<sup>38)</sup>。また執筆者は京大教授をはじめとして、東京帝国大学教授の美濃部達吉や横田喜三郎など、法令に明るい人物がこの官制2条について意見を述べている<sup>39)</sup>のは興味深い。

しかしその内容は、教授の進退は総長の具状に基づいて行われるべきであり、具状なしに教授の進退を決定するのは法令違反であるとの内容で、他の論者と同旨であり、専門の立場から鋭く切り込む批判とはいえなかった。

以上のように大学の自治に関連して、学問の自由、大学令1条、大学官制2条に関する議論がメディア上で展開された。しかし既に指摘したように、議論を展開しているほとんどは帝大教授や過去に帝大の地位を追われた人々である。京大関係者あるいは過去のそうした経験が、かかる問題に特段の関心を抱かせる理由になったと考えられる。執筆者をみると、退職する佐々木惣一、末川博などの京大法学部教授陣、他大学の教授では東北大学教授である栗生武夫が記事を執筆していたことが分かる。また「クロボトキンの社会思想の研究」を回収処分された森戸辰男<sup>40)</sup>など過去に罷免された者に加えて、山川菊栄<sup>41)</sup>らの社会主義者、河合栄治郎と長谷川如是閑<sup>42)</sup>など自由主義者なども見られた。

では、これら学問の自由、大学令1条、大学官制2条は滝川報道の中でどれほどの関心をもってとらえられていたのだろうか。雑誌では、既述のように、これらの論点に言及した論文は『中央公論』と『改造』に集中していたことは注意されたい。中でも大学令1条についての記事は『中央公論』と『改造』でしか扱っていない。また執筆者に注目しても、京大教授・過去に罷免された教授が31記事を占め、全体の53%を占めるなど、これらのことを論じているのはごく一部の人であったことが分かる。新聞では、これら3つの論点についての記事数はかなり少ない。記事数が非常に少なく、執筆者も一部の事件と利害関係をもつ者に限定されていたことから、事件の本質的問題である学問の自由、大学の自治に関する報道は広がりや盛り上がりには欠けていたといえよう。

以上本説では各メディアが大学の自治と学問の自由について京大寄りの意見をどのように報道していたかを3つの論点に分けて説明し、新聞や雑誌の報道の差をメディアの計量分析・執筆者分類によって明らかにした。問題の本質に関する新聞や雑誌の記事数は、必ずしも多くなく執筆者にも偏りがあり、広がりや欠けていたことを確認した。

### 3 京大関係者への報道姿勢

本節では報道量が多かった小西重直京大総長と学生の動向に対するメディアの報道姿勢に注目し、その実際を追ってみたい。

総長に関する一連の報道の中で特筆すべきことは、新聞メディアが小西の文部



省との交渉内容に注目するのではなく、むしろ小西本人に対する同情を誘うかのような表現を多数用い報じている点である。例えば小西と鳩山が事件発生後初めて会談を行う際には、「悲壮な決意を固めて今夜、小西総長上京」<sup>43)</sup>との見出しを打ち、会談後の小西の表情についても「温顔も蒼白に 1時間の歴史的変化」<sup>44)</sup>のように「悲壮」・「蒼白」など弱々しい表現を用いていた。交渉内容や結果より小西の表情に着目し、読者の小西への同情を促そうとしていたのである。また興味深いのは、小西と学生との「師弟愛」を強調することで京大側への同情を誘うような書きぶりである。『日出』の6月9日の記事は、文部省との会談のため東上する小西を約300人の学生が駅まで詰めかけて歓送したと報じた上で、「師と師弟との胸の間に流れるものとは？ 車窓から見る総長の眼には光るものがあつた」<sup>45)</sup>と、小西の人望や学生との師弟愛を強調する情緒的な報道を行った。この他、「悲痛！ 恩師と涙の決別 きふの京大法学部学生大会」<sup>46)</sup>、「問題発生以来常に純真な師弟愛と熱烈な学問愛により殆ど寝食を忘れて休職の取消と学問の自由を絶叫していた全京大学生」<sup>47)</sup>といった、「師弟愛」を強調する記事が新聞紙上に盛んに掲載された。

以上のようにメディアでは、「師弟愛」の強調といった読者の感情に訴えかけることで、京大擁護、文部省への反発を促そうとする記事が中心となっていたのである。

次に、各メディアのこのような文部省側への反発を促そうとする報道姿勢の変化や差異について、記事数の多い学生運動に対する報道から確認してみたい。

まずは主要紙から見てみよう。『東朝』、『大朝』、『東日』、『大毎』といった主要紙も基本的には先の「師弟愛」の強調に似た、情緒的で感情に訴える記事を掲載していた。その中でも『大毎』は事件当初から他の新聞よりもセンセーショナルな論調を展開していた。まず、5月21日の朝刊は、法学部学生代表が東上し鳩山文相が滞在していたホテルへ詰め寄った事実とその前夜の学生の来阪を「沸き立つ京大 純真をかざして若き学徒は叫ぶ」と銘打ち写真付きで報道し、同じく有信会大阪支部での緊急支部大会も、「文相の言動はるかに危険だ」と見出しを付けた。さらに5月27日の学生大会を報じた記事が「落陽に輝く若人の眼 戦い誓うて袂別 第三回学生大会のどよめき」<sup>48)</sup>と、「輝く」・「若人」といった表現で学生を純粋な存在と報じる一方、2日後の29日の記事は「学生代表の会見 文相あっさり拒絶 会う必要はないとただ1語 さっさと食事へ外出」と見出しをつけて鳩山が学生代表の面会を拒絶したことを写真付きで報じている。このよう

な「純真な」学生と彼らの要請に冷淡な文部省という図式は、『東日』にも見られる。例えば、教授が辞表を提出した直後の学生大会にて学生が声明書を朗読したことを「教授と学生の決別 悲壮！ 声明書を朗読 法学部学生総退学を期して いよいよ当局と抗争」<sup>49)</sup>と教授と学生の関係を悲哀に満ちたものとして表現する一方、鳩山と学生の面会については「文相問責の使者 学生代表上京 例によって面会謝絶」<sup>50)</sup>、「文相。学生代表に あと足で砂 にべなく会見拒絶」<sup>51)</sup>と報じ、文相が会談を望む学生をぞんざいに扱っているよう読者に印象づけていた。

以上のように主要紙における報道姿勢は、基本的に運動を行う学生を「純真」な存在として取り上げ、そのひたむきさが報われないことに対して「悲壮」などの語句を用いて憐れみの念を惹起させようとしていた。他方、その「純真」な学生に対比して冷淡な鳩山文相、を強調することにより、読者に「権力者」としての文部省の横暴を印象づけていた。

このような報道以上に最も熱烈に学生運動を取り上げていたのは、各大学の発行する学生新聞であった。かかる学生新聞の報道についても以下、紹介していきたい。

まずは本事件の中心である京大で発行されていた『京都帝大新聞』だが、主要紙や地元紙と同様に学生を「純真」な存在と位置づける記事を多数確認できた。しかしそれ以上に学生自身が発行するという性質上、他紙には見られない学生の団結を促そうとする姿勢が強調された。法学部、経済学部、文学部が合同で学生大会を開催した事実を「全学大会への前提 法経文結束す」<sup>52)</sup>として「結束」という語句を用いて全学大会の開催を促し、全学生の集う学生大会の開催においては「全学の力を合せ 愈よ全面的抗争へ！ 明日午後四時本部大ホールで全学学生大会を開いて」<sup>53)</sup>のように学内の団結を全面に押し出し抗争を煽っている。またこのような団結を促す報道は「虚構宣伝を利用し京大敗北を企画 某方面よりの露骨なデマに全学の結束愈よ固し」<sup>54)</sup>と、デマや中傷などの逆風にあってもむしろそれをもとに結束が強固なものになると報じていた。他にも他紙にはないような直接的で扇動的な言葉を使い学生運動を擁護し、文部省の批判をする記事が多数掲載された。最も特徴的であった6月21日の「現下に於ける我等の使命」<sup>55)</sup>には、「学的良心を保持する限り、今回の文部当局が執行する処置に対して反抗するのは当然の結果」であり、「文政当局の徹頭徹尾卑劣な欺瞞的政策を探知せざるをえない」、「小西総長を窮地に陥れようとする狡猾無道的手段に対し我等は一日も抗争を怠ってはならない」と断じ、最後に「我等の武器は真理のみ、暴力

はない」と相当粗野で攻撃的、扇情的な言葉を用いて文部省を批判していた。これらのことから『京都帝大新聞』では、大学新聞という特性から学生間の団結を強固なものにすることに重点を置き、学生の目線からより扇動的な学生運動擁護、文部省批判を行っていたことが分かる。

次に『帝大新聞』にも他紙と同様に学生を「純真」な存在として扱う記事<sup>56)</sup>や『京都帝大新聞』同様に正面から学生運動を擁護し、文部省を批判する記事<sup>57)</sup>が確認できる。そのような中、特筆すべきは『帝大新聞』が学外の学生運動の動向についても積極的に報道している点である。東大高代会議<sup>58)</sup>を報じた「東大高代会議活発に動く」、東北大学高代会議<sup>59)</sup>を取り上げた「東北高代表会議 活躍」といった学生大会をはじめ、帝大や私立大学の活発な学生活動を積極的に取扱うと共に、それらを除く大学学生による本事件への対応<sup>60)</sup>にも注目していた。このように積極的に学外の学生運動の動向を取り上げたことから、事件の中心地から離れた帝大内にも事件に対する学生の関心を喚起し、行動を促そうとする意図が推し量られる。

以上のように大学新聞では他紙と比較すると、正面から学生運動を擁護し、文部省批判を叫ぶ論説が多数確認された。

以上、メディアは教授と学生との関係を「師弟愛」といった読者の情緒に訴える表現で報道し、学生を「純真」なものとすることで、文部省側への感情的反発を読者に促していた。事件の本質である学説・学問の自由といった問題からは離れた報道となっていたのである。このような報道姿勢は学生運動に対しても基本的には変わらず、学生側と文部省側の対立構図をセンセーショナルな報道で作り出そうとした。

#### IV 滝川事件をめぐる京大批判論

##### 1 文部省擁護論

本節では当時の日本のメディアが掲載した文部省擁護の姿勢がうかがえる記事につき検証したい。ここでは、新聞の報道記事において文部省寄りと解釈できるものがどれだけあったのか、雑誌や新聞の論説記事において具体的にどのような文部省擁護の主張が見られたのか、の2点を明らかにしたい。

新聞の報道においては、Ⅱ-1、Ⅲ-3で説明がされているように、基本的には京大擁護ないし京大寄りの報道か、中立的なものが多かった。しかし以下の通り、

文部省の対応を肯定的に捉える報道姿勢も少なからず存在した。

文部省はしばしば自身の見解を発表したが、その報道の仕方に、上記の姿勢が確認できる。主要なもの、5月16日発表の、宮本京大法学部長の声明に対しての反駁意見、第二に、5月25日の文官高等分限委員会における滝川学説批判、第三に、5月26日の京大法学部教授団の声明への反論、第四に、6月4日の有信会大会席上での宮本法学部長の経過報告への非難、第五に、6月7日の滝川教授の著書の問題点と同教授の休職理由発表である。これら5つの文部省の見解の各紙の取り上げ方をⅡ-1にて論じた新聞各紙の傾向を踏まえて見てみる。主要紙では、5つの見解の1紙当たりの平均掲載数が3.0であり、概して文部省の見解を積極的に報道している。なかでも5つ全て掲載した『大朝』、4つ掲載した『東朝』という朝日系列の2紙は丁寧な報じていた。文部省擁護の論調が強かった『国民』も、やはり文部省の見解を積極的に報じていた。逆に、『中外』や『日出』などの地元紙は平均掲載数が1.7に留まり、大学新聞に至っては3紙合わせて1つしか見解を載せていなかった。但し、『京日』は例外であり、見解を4つ掲載し文部省の意見を詳細に記した記事も掲載していた。

以上、主要紙の論説記事は決して文部省に寄っているとはいえないにもかかわらず、『国民』以外の、京大擁護傾向のある『大朝』『読売』などの主要紙も文部省の見解の掲載数が多かったことから、文部省擁護までは至らないものの、中立的な報道ないし京大擁護へと傾斜しない報道を心がけていた姿勢がうかがえる。

次に雑誌や新聞の論説記事においてどのような内容の文部省擁護が見られたのかを検証していく。

第一に、国立大学や教授の地位に注目した文部省擁護論、すなわち制度や手続きの面で京大を批判し、文部省の対応を支持する言説が展開された。その中でも官吏としての大学教授の地位に絡めての議論は比較的多く取り上げられた。つまり、「生活を政府に保障されている限り、政府の都合に左右されることはやむを得ない」<sup>61)</sup>との見解である。石川三四郎は、国家から養って貰って学問をしながら、国家機構を危うくするような言論を発表し、教授するのは凶々しいと京大の教授を批判する寄稿をしている<sup>62)</sup>。大学教授は何か主張したいことがあるのなら、国立大学教授としての地位を捨てるべき、との在野の言論人からの批判であった。この論点は一般の読者にも理解がしやすいため、比較的多くのメディアが取り上げたと考えられる<sup>63)</sup>。

さらに著書の発禁と教授の進退の問題について触れ、「発禁になるような著述

をするような教授は苟も帝国大学の教授たる資格はない<sup>64)</sup>などの批判が生まれた。鳩山文相は、著書の発禁=休職という考えを明らかにしている<sup>65)</sup>。しかし、結局文部省の解釈に基づく発禁理由は説明されたものの、発禁された滝川の著書を見る手段はなく、メディア上では発禁と進退とを連動させた議論はあまり深まらなかった。

第二に、滝川の刑法学説に注目したものに目を向けたい。文部省は、前述の見解発表の中で、社会構造の変革なくして犯罪の減少・消滅は期待できないとしている点、現在の刑罰を否定している点、内乱罪、姦通罪を階級闘争的観念から説明している点などを挙げて、滝川学説がマルクス主義に基づくため、大学令1条に反するとして滝川教授の休職を決定したと述べている<sup>66)</sup>。前章で示された通り、文部省によって学説論争が控えさせられていたために、滝川教授の刑法学説を中心に据えた京大側への批判は少なく、存在しても文部省見解に沿っているものが多数だった<sup>67)</sup>。例えば『国民』では、文部省の見解を参照して執筆したことを本文中に明記している京大批判の記事が見られた<sup>68)</sup>。しかし中には、昭和8年当時『国民』の主筆であった五来欣造<sup>69)</sup>がいくつか滝川学説否定論を展開したように<sup>70)</sup>、文部省見解に依らない学説批判も存在した。他にも処分に反対する教授たちは、「きちんと滝川氏の信念・所説を理解しているかが疑問である」として<sup>71)</sup>、京大側自身が、滝川学説の検討を十分にしていないことに対する批判も見受けられた。

第三に、国家秩序維持、社会情勢の観点から京大側の姿勢を批判する議論が見られた。昭和8年という時期は、満州事変や五・一五事件を受け、国家は非常事態にあるという言説が横行していたため、当時のメディア上では「非常時」だからこそその処置をすべきだという論者が存在した<sup>72)</sup>。なかでも大学令1条の「国家思想ノ涵養」の部分が重要な争点となった<sup>73)</sup>。政府は、滝川学説が「国家思想ノ涵養」の部分に反するものだと批判した。他にも、大学の自由は無制限ではなく、国家の存立を危うくし、社会組織を破壊するような学説を發表してはならない、というもの<sup>74)</sup>、実生活の必要上国家機構を肯定しているのだから、国家生活を崩壊させるような研究は看過できない、というものもあった<sup>75)</sup>。これらの主張は、「『研究の自由』『大学の自治』が国家の統制と摩擦を起ささない時代はあった。(中略)が、その時代は過ぎた」とあるように<sup>76)</sup>、「非常時」の風潮を表す主張とも捉えられる。

第四に、文部省に具体的な対策や改革を迫る、あるいは奨励するものも見られ

た。例えば「明治政府が欧米の教育制度を輸入し、(中略)教育そのものまで商品として取り扱われるに至った<sup>77)</sup>」のように、西洋の教育制度を導入した当時の教育とその本来あるべき姿との乖離を指摘し、教育改革を期待するものがあった。また、制度的に大学の枠組みから改変すべきという考えも多く見られ、真理の探究の自由を無理に通そうとする法文科大学を非難し、その削減を主張しているものや<sup>78)</sup>、国家思想の教育における私立大学の優越性を説き全大学の私立化を勧めるもの<sup>79)</sup>など、具体的な方策については様々な意見が出されていた。国家の存立基盤である教育を再度見直すべきという姿勢はどれも共通していた。

さらに思想一般の取締りに言及する主張も多かった。「欽定憲法を毒する極左極右の思想運動に対しては断固として弾圧を加えるべきだ<sup>80)</sup>」というものである。「反国体思想」に基づく書物の発売発刊禁止を徹底するべきだという主張も存在した<sup>81)</sup>。加えて、治安維持法に基づいた思想取締りによって、滝川事件のような事例の根絶を期する意見もあった<sup>82)</sup>。こうした、断固とした処置を求める声が高まる中、与党政友会の機関紙『政友』は、政友会が真の思想安定を図ることを宣言し、思想対策の決議案を提出する等、具体的に動いていることを伝えている<sup>83)</sup>。また政友会が、思想教育対策のために、5月16日に思想教育特別委員会を開いたことも複数の新聞が報じていた<sup>84)</sup>。ここには、教育改革・思想対策には毅然とした対処をしようという政府の姿勢が国民に流布されていたことがうかがえる。

第五に、学生の運動を批判する記事も少ないながらも存在した。過熱気味であった学生運動は、「いっそ授業が学生をボイコットしたらどうだ<sup>85)</sup>」と皮肉を投げかけられるほどであった。鳩山文相が、学生運動の対応に手を焼いている様子を示す記事も存在し<sup>86)</sup>、読者に学生が暴走しているイメージを植え付ける効果もあったであろう。そのような学生たちに、冷静さをもつことを求め、学生たる本分を忘れていないことを戒める記事も散見した<sup>87)</sup>。中には本分を見失っている京大生に「冷水をかけてやれ」と、嘲笑的にみる記事も存在した<sup>88)</sup>。

また、「文化国家において学生は学校の事はそれぞれの機関を信頼して学業に勤しむのがよい」のように、学生運動は全て不要であるとして、その自粛を求める記事も存在した<sup>89)</sup>。国家の営為を前にして学生運動は無意味であると一蹴している記事も存在した<sup>90)</sup>。また、II-3で紹介したように、6月29日、学生が声明書を欧米の主要新聞社に打電したことに対し、『やまと』は「非国民的行為に脱線した<sup>91)</sup>」として、激しく非難している。このような非難の背景には、帝大生が

「将来社会の指導的分子たるべく予約されている」<sup>92)</sup> 存在とみなされていたことがあると考えられる。『政友』は、学生を「第二の指導階級にある」とみなして、彼らに、国家大義を優先することを求める主張を展開した<sup>93)</sup>。さらに、非国民的思想に傾いた不忠の教授の目を覚まさせるという役割を学生に期待する記事も存在した<sup>94)</sup>。

本節においては「大学や大学教授の地位」、「滝川の刑法学説の問題点」、「国家秩序や社会情勢」、「教育改革や思想対策への期待」、「学生運動の批判」の5つの観点から文部省を擁護する姿勢がメディア上で見られたことを明らかにした。また新聞の報道においても、文部省側の見解も積極的に報道しようという姿勢を確認できた。

## 2 国家主義者の見解

前節では、文部省側の見解に対するメディアの報道姿勢および文部省を擁護する言説について検証した。本節では、前節で十分に分析しきれなかった事件に対する国家主義者特有の見解について検証していきたい。

今回調査対象とした日刊紙では、京大や文部省関係者の動向を報じる記事数と比較すると格段に少ないものの、国家主義者の動向も報じられていた。こうした動向を報じる記事の中には、国家主義者と文部省の繋がりを示唆する記事が散見される。『大朝』や『批判』では、事件に関して文部当局の背後で策謀する者がいたことをうかがわせる内容を報じ<sup>95)</sup>、事件初期から文部省を唆す存在を暗示する報道を行っている。『報知』には「今回の事件で我々が遺憾に感じているのは、非常時に内閣、特に文部省は結局、右翼的思想の代表ではないかと社会に感じさせたことだ」<sup>96)</sup>とあり、文部省が国家主義勢力に同調したと明確に指摘した上で、そうした文部省に不信感を抱いていた様子が読み取れる。こうした見解は、国家主義系新聞や雑誌で特に紹介されている。例えば『やまと』では、原理日本社の蓑田胸喜が文相の背後に有力な存在としてあり、その進言が滝川休職の端緒になったことを明確に指摘している<sup>97)</sup>。また、蓑田は赤化事件が起きたのは自らが政府当局に警告をしてきたためと述べている<sup>98)</sup>。

以上より、国家主義系のメディア上では、当時の文部省が、滝川ら「赤化教授」の取締りを要求する圧力を国家主義者から受け、「非常時」の中で政府、特に文部省がその圧力に屈したという印象を読者に与えていたことが分かる。

次に滝川幸辰に対する国家主義的な立場からの批判の内容について分析してい

きたい。昭和8年の第64回帝国議会では、政友会の宮澤裕が、滝川の名前こそ出さなかったが、「赤化教授」の罷免を要求し、滝川の『刑法読本』と中央大学講演を非難した<sup>99)</sup>。こうした経緯から、滝川は事件当初から「大学教授ではなく、一個の社会人としての赤化主義宣伝者」<sup>100)</sup>と見なされていたのであった。ただし、滝川に対する批判は、マルクス主義者と断定する根拠が示されないような非論理的なものも多く、「学園の自由を主張するものも、(中略)またはれ処刑すべきである」<sup>101)</sup>のように時として感情的になることもあった。

以上のように国家主義者は文部省に滝川ら京大教授に対して断固たる処置を取ることを要求するだけでなく、文部省の対応が手緩いことへ不満をもっていた。例えば、「最近起りし京大滝川教授事件の如き、文部省当局の措置、手緩くも不甲斐なし」<sup>102)</sup>のように文部省の対応を非難し、その責任を追及するなど、文部省に対して、より一層強硬な処分を望む発言が多く見られる。

他方、国家主義者からは、今回の事件を通して、国家主義的な思想教育の普及や、大学改革による教育革命の必要性を主張する見解も打ち出された。例えば、蓑田は「滝川罷免を皮切りに東大の美濃部以下それに東西帝大総長の罷免自決帝大法文学部の根本的変革により『昭和維新』の打開成就こそがわれらが念願」<sup>103)</sup>と強く主張している。主張の方向性としては、主に西洋教育を批判し日本精神の徹底を図ろうとする傾向が顕著である。例えば陸軍大佐の樋口季一郎は、欧米偏重の教育を批判し、それに代わり日本精神を基調とする教育を行うべきだとしている<sup>104)</sup>。このように国家主義陣営は、滝川教授の進退問題といった問題よりも、西洋教育を排除し日本精神を徹底する、その契機として捉える考えを打ち出していたのである。

以上、本節では、国家主義者の動向、滝川に対する国家主義的な立場からの批判、手緩い対応を取る文部省への不満、そして国家主義的思想の教育界への普及を訴える主張について検証した。

## 3 京大擁護に対する消極的態度

次に、本節においては、メディア上でしばしば見られた京大擁護に消極的な姿勢について検証していきたい。以下では、事件に冷淡な態度を取る論客や、それに対するメディアの反応について論じていく。

まず、滝川と同じ刑法学者についてである。当時、新派刑法学の第一人者であった東大教授牧野英一は、管見の限りこの事件に関して発言をしていない。彼

はどちらにも加担する気はなかったことがうかがえる。また、牧野も蓑田ら国家主義者から「赤化教授」と見なされていた<sup>105)</sup>。そのため自らに類が及ぶのを恐れて静観をしていたという可能性もある。例外として、新派刑法学者で法政大学教授の木村亀二は、「雑誌の記事中には刑法上のいわゆる客観主義が危険思想だとせられているというも見たが、(中略)この単に刑法上の一学説たる客観主義という古風な思想が危険思想だということは思いもおよばない」<sup>106)</sup>と述べ、滝川の客観主義刑法論を「古風」と皮肉りつつも、その危険性は否定している。しかし、この論文が掲載された雑誌『教育』が昭和8年4月に創刊されたばかりであったことを考慮すると、一般大衆に対する影響力は少ないものと考えられる。因みに、東大教授小野清一郎や、宮本英脩の門下である京大助教授の佐伯千仞といった滝川と同じ旧派刑法学者の発言も確認することができなかった。

続いて、京大以外の帝大教授、特に東大法学部教授がどのような態度を取り、それをメディアがいかに報じていたか検証する。昭和8年5月1日時点で東大教授および助教授であった人物のメディア上での発言の有無を調査した<sup>107)</sup>。その結果、穂積重遠、美濃部達吉、末弘巖太郎、横田喜三郎、蠟山政道を除き、東大法学部教官は事件に対して発言を行っていなかったことが明らかになった。特に穂積重遠法学部長や田中耕太郎、三瀧信三両評議員といった有力教授がほとんどメディア上に姿を見せないのは注目すべきであろう。また、法学部出身の東大総長小野塚喜平次は、今回調査対象としたメディアでの発言を確認することはできなかった。以上の静観的姿勢は、他の帝大教授たちも同様であった。こうした姿勢に対し、メディア上ではしばしば批判的な意見が寄せられた。例えば、『改造』では、東大のみならず東北大、九大の対応を批判した上で、「滝川事件に類似する問題はどの大学にも起こりうる問題であり、こんな時に、京大法学部の闘いを傍観していてよいはずはない」<sup>108)</sup>として帝大全体が京大擁護に立ち上がるべきだとする主張が見られる。新聞上でも、『東朝』は、事件の早期解決のため東大による支援を期待している<sup>109)</sup>。他の帝大、特に東大の決起を期待し要求する報道がメディア上で散見されることは、他の帝大の論客が消極的態度を取っていたことの傍証になるであろう。

また、阿良嘉樹は、「文部省側はこの問題が『オール帝大』の共同戦線に発展すると責任の帰着において当局の負けになるので、他大に向けても牽制文句をしきりに放送して戦線の拡大を防いだ」<sup>110)</sup>とあり、文部省が他の帝大に対して静観的態度を取るように策謀していたとの観測も示されていた。また、美濃部達吉は

「今回の処分が勅裁を以てなされた以上、覆すことは困難で、その抗争の結果、東大教授も混乱の渦中におとしめる可能性もあった」<sup>111)</sup>と述べ、事件について積極的に発言していた美濃部ですら滝川処分の撤回が実現不可能であると認識し、東大への事件の波及を警戒していたことが分かる。このように、帝大の代表たる東大といえども、この問題をめぐっては文部省には逆らえず、静観的態度を取るほかなかったということがメディアを通して印象づけられていた。

最後に、自由主義的な言論人についても触れておきたい。ここでは馬場恒吾の言説を取り上げたい。馬場は当時読売新聞のコラム「日曜時評」を担当しており、滝川事件について6月26日の同コラムにて「滝川教授の説が悪いとすれば、その反対の説を有っているものと公開の席で討論させてみる。そうすればよい方の説が勝つ」<sup>112)</sup>として、自由な議論に任せて自らの意見を明確にしていないう節が見られる。このように、少なくとも馬場はメディア上で自らの意見を明確にしておらず、また自由主義者のそうした消極的な態度は批判の対象にもなっていたのである。

以上本節では、メディアにおける学者や政治家、言論人の事件に対する消極的な態度について検証した。滝川と専門を同じくする刑法学者の発言はほとんど見られず、帝大教授は、一部を除きメディア上で京大を積極的に擁護すべきと非難されるほどに事件に消極的であったことが明らかになった。このように、国家主義者を除き、事件の当事者以外ではメディア上で発言することは少なく、発言していたとしても事件自体に言及することは避けていたのである。

## V 結 語

以上、滝川事件に対するマスメディアの反応について考察を加えた。IIでは、新聞・雑誌の計量分析を行い、その際、新聞においては記事数や紙面占有率、見出し等に注目した。その結果、当然のこととはいえ主要紙より地元紙のほうが本事件をより熱心に報道していたこと、またこの傾向は事件初期の段階から見受けられたことを明らかにした。雑誌では、論文を掲載している執筆者にも注目し、京大擁護・文部省擁護の双方の意見が掲載されていた。京大擁護では京大関係者やリベラリスト、文部省擁護では政府関係者、国家主義者が論陣を張っていたことも明らかになった。さらに文部省にとって不都合な論を載せる雑誌には検閲が入ることが分かった。IIIでは、京大側に立った言論がメディアでどのように報道

されたか分析を行った。滝川教授の著書が発禁になった初期の段階では、その学説を擁護する言論がメディアにおいて散見されたが発禁になったためにその内容に考察を加えることが困難となり、大学の自治や学問の自由、教授の進退問題が表立ってくると学説自体に関する論評は後景化していった。京大関係者に関する報道では問題解決に取り組む総長、学問の自由を擁護する学生をセンセーショナルに取り上げ、問題の本質から離れ情緒的ともいえる報道がされていたことを明らかにした。Ⅳでは、Ⅲとは対照的に文部省に寄ったものがメディアでどう取り扱われたかに着目した。主に文部省関係者や国家主義者が論陣を張っていたが、官立であるがゆえに教授の行動にも限界があるとの点、滝川学説が現存の刑罰を否定しマルクス主義に基づくものであるとの点、京大側が主張する学問の自由は国体や社会情勢を鑑みて制限されるべきである、政府の徹底した取締りそして教育改革の要求・授業ボイコットを行う学生運動への批判の5点から京大批判・文部省擁護がなされていたことが明らかになった。

今回の調査を通じて、滝川事件は学問の自由が抑圧された象徴的な事件として度々挙げられるが、同時代の中ではメディア、学界や言論界全体を巻き込むほど注目すべき事件としては認識されていなかったことが明らかになった。Ⅱで本事件の盛り上がりについてふれたが、新聞・雑誌において論陣を張った多くが文部省関係者や京大関係者であり、論争が展開されていた言論空間は限定的なものであった。それは、刑法学説という一般人には馴染みのないものが事件の発端であったこと、さらに、その学説さえも内務省の『刑法読本』『刑法講義』発禁によって分析することが困難であったため、メディア上でも取り上げられなかったことに主たる原因がある。また既存の研究が指摘するように滝川事件は学問の自由や大学の自治が侵される事案であるが、本調査により同時代において学生運動を含めそれへの反発が起きていたこと、さらにそれへの同情から支持するメディア論調が多数を占め、政府や文部省批判も相当程度容認されていたことを明らかにすることができた。

本論文は我々の研究会が毎年発行している『近代日本政治資料』のうち本年度発行した『滝川事件と日本のマスメディア』を論文形式に改めたものである。紙面の都合上、掲載記事、記事リスト、および関連年表は割愛した。詳細は本資料集を参照されたい。

1) 当時の新聞・雑誌等には「瀧川」と記載されている場合が多いが、今日におけ

る事件の通称を考慮し本資料集では「瀧川事件」ではなく「滝川事件」とする。また瀧川幸辰に関しても以後「滝川」と表記する。

- 2) 松尾尊兌『滝川事件』岩波書店、平成17年、94頁。
- 3) 『刑法読本』の発禁日(昭和8年4月10日)以降の報道を第一報とした。
- 4) 本章においては、京都に拠点を置く『日出』『京日』『中外』を地元紙、『東朝』『大朝』『東日』『大毎』『読売』『報知』『国民』『やまと』を主要紙としている。
- 5) 『日出』は「京都市民は京都に起こったこの重大問題をなぜ平然として傍観しているのか」と呼びかけた(『日出』昭和8年5月20日)。
- 6) 『編集だより』(『改造』昭和8年7月号)。
- 7) 戸上駒之助「猶太問題と京大事件」(『日本及日本人』昭和8年7月15日号)。
- 8) 宮澤裕「京大赤化教授問題」(『経済往来』昭和8年7月号)。
- 9) 長谷川如是閑「学問の不自由」と『大学の非自治』滝川教授事件の根本問題(『経済往来』昭和8年7月号)。
- 10) 長谷川如是閑「大学自治」の正體(『東洋経済新報』昭和8年6月3日号)。
- 11) 『日出』昭和8年5月27日。
- 12) 『帝大新聞』『京都帝大新聞』『日出』などで確認。
- 13) 『日出』昭和8年5月29日。
- 14) 『大朝』昭和8年5月27日。
- 15) 『日出』昭和8年6月5日。
- 16) 『京都帝大新聞』昭和8年6月5日。
- 17) 『京都帝大新聞』昭和8年6月21日。
- 18) 『帝大新聞』昭和8年7月10日。
- 19) 森口繁治「京大事件と吾々の立場」(『中央公論』昭和8年7月号)。
- 20) 森口繁治「京大事件の処置および説明」(『改造』昭和8年8月号)。
- 21) 末川博「教授休職問題をめぐって」(『中央公論』昭和8年7月号)。
- 22) 「文部省の根拠」『東朝』昭和8年6月10日。
- 23) 美濃部達吉「滝川教授の問題」『帝大新聞』昭和8年5月22日。
- 24) 末川博が『中央公論』に寄せた「教授休職問題をめぐって」という論文の中で言及していた。引用元は不明。
- 25) 田中耕太郎「現代婚姻思潮における個人主義と国体主義」(『改造』昭和8年6月号)。
- 26) 「日出評壇 学府の権威」『日出』昭和8年5月13日。
- 27) 馬場弧蝶「処分の理由を明らかにせよ」『三田新聞』昭和8年6月2日。
- 28) 前掲注23)、美濃部「滝川教授の問題」。
- 29) 「穩便に収拾出来ぬか 滝川教授問題」(『大毎』昭和8年5月27日)。
- 30) 『大朝』昭和8年5月18日。
- 31) 『東日』昭和8年5月27日。
- 32) 『経済往来』昭和8年7月号、『帝大新聞』昭和8年5月29日、『報知新聞』昭和

- 8年5月25日。
- 33) 『婦人之友』昭和8年7月号。
- 34) 『東朝』昭和8年5月21日、『大毎』昭和8年5月21日。
- 35) 『東朝』昭和8年6月28日、『中外』昭和8年5月28日。
- 36) 末川博(『中公』時期不詳)、佐々木惣一(『改造』昭和8年7月号)、森口繁治(『改造』昭和8年7月号)、瀧川幸辰(『改造』昭和8年9月号)。
- 37) 『改造』昭和8年7月号。
- 38) 『帝大新聞』昭和8年6月5日。
- 39) 『中公』昭和8年7月号、『帝大新聞』昭和8年6月12日。
- 40) 『帝大新聞』昭和8年7月10日。
- 41) 『婦人公論』昭和8年8月号102頁。
- 42) 『帝大新聞』昭和8年5月22日。
- 43) 『大朝』昭和8年5月23日。
- 44) 『東日』昭和8年5月25日。
- 45) 『日出』昭和8年6月9日。
- 46) 『日出』昭和8年5月27日。
- 47) 『日出』昭和8年6月22日。
- 48) 『大毎』昭和8年5月27日。
- 49) 『東日』昭和8年5月27日。
- 50) 『東日』昭和8年6月10日。
- 51) 『東日』昭和8年5月30日。
- 52) 『京都帝大新聞』昭和8年6月5日。
- 53) 『京都帝大新聞』昭和8年6月5日。
- 54) 『京都帝大新聞』昭和8年7月5日。
- 55) 『京都帝大新聞』昭和8年6月21日。
- 56) 「東大もついに爆発 学を自由を高唱す 経文学生大会を敢行」(『帝大新聞』昭和8年6月19日)。
- 57) 「文部当局への抗議 四帝大生連盟へ 東大当局の弾圧しげし」(『帝大新聞』昭和8年6月12日)。
- 58) 出身高校別代表者会議のこと。「東大高代会議活発に動く」(『帝大新聞』昭和8年6月12日11面)。
- 59) 「東北高代表会議 活躍」(『帝大新聞』昭和8年6月12日)。
- 60) 「神戸商大と同志社大学」(『帝大新聞』昭和8年6月5日)、「城大も起つ」(『帝大新聞』昭和8年6月19日)。
- 61) 与謝野晶子「学問の自由」(『政界往来』昭和8年7月号)。
- 62) 石川三四郎「学者の不真面目」(『政界往来』昭和8年7月号)。
- 63) 「天声人語」(『大朝』昭和8年5月12日)など。
- 64) ペンネーム K生「大学の自由と国家の権力」(『教育』昭和8年6月号)。

- 65) 鳩山一郎「鳩堂夏日雑筆—身邊雑筆二三—」(『改造』昭和8年9月号)。
- 66) なお先行研究では、前掲注2)、松尾『滝川事件』(132-138頁)等でも文部省の滝川学説に対する見解について分析されている。
- 67) 戸上駒之助「猶太問題と京大事件」(『日本及日本人』昭和8年7月15日号)、暁春生「所論の点検」(『東朝』昭和8年6月4日)。
- 68) 「学者と常識 滝川問題に就いて」(『国民』昭和8年6月10日)。
- 69) 日本電報通信社編『新聞総覧 昭和8年版』、大空社、平成6年、33頁。
- 70) 五来欣造「滝川教授問題の社会学的考察」(『政界往来』昭和8年7月号)。
- 71) 前掲注8)、宮澤「京大赤化教授問題」。
- 72) 「非常時日本 二つの醜態」(『やまと』昭和8年6月10日)。
- 73) 安藤正純「京大問題の吟味検討」(『政友』昭和8年6月号)。大学令第一条についてはⅢ-2参照。
- 74) 星島二郎「滝川教授問題に就て—研究の自由と発表の限界—」(『政友』昭和8年6月号)など。
- 75) 「二つの不可解事 憂うべき滝川教授事件」(『民政』昭和8年6月号)。
- 76) 青野季吉「焚書と放逐と」(『国民』昭和8年5月31日)。
- 77) 「非常時日本 教育の商品化」(『やまと』昭和8年6月23日)。
- 78) 三井甲之「消息」(『原理日本』昭和8年7月号)。
- 79) 山下谷次「教育時論」(『政友』昭和8年9月号)。
- 80) 世耕弘一「思想問題認識不足」(『政界往来』昭和8年8月号)。
- 81) 和田昌訓「共産党の問題に就きて」(『日本及日本人』昭和8年5月15日号)など。
- 82) 「治安維持法改正」(『東洋経済新報』昭和8年8月5日号)。
- 83) 「第六十四回帝国議会報告書 第七章思想及教育」(『政友』昭和8年5月号)。
- 84) 『政友』の「立憲政友会会報」のほか、「滝川教授は断固処置を希望」(『東朝』昭和8年5月17日)をはじめ、『大毎』なども掲載している。なお、前掲、松尾『滝川事件』(126頁)にも当該委員会について記述している。
- 85) 「暴言至言」(『やまと』昭和8年6月25日)。
- 86) 島山安「笑話—投書歓迎—」(『報知』昭和8年7月17日)。
- 87) 「日出評論 弾圧」(『日出』昭和8年7月30日)など。
- 88) 「今日の問題」(『東朝』昭和8年7月1日)。
- 89) 「学生の団体的行動を戒む」(『大毎』昭和8年6月1日)。
- 90) 三井甲之「矛盾誤謬充満の御託—京大法学部学生大会の声明書—」(『原理日本』昭和8年6月号)。
- 91) 「非常時日本 自由主義の再吟味」(『やまと』昭和8年7月5日)。
- 92) 同上。
- 93) 前掲注73)、安藤「京大問題の吟味検討」。
- 94) 「京都大学問題と教育界革新」(『日本及日本人』昭和8年6月1日号)。
- 95) 天声人語(『大朝』昭和8年5月12日)、「暗躍と大衆」(『批判』昭和8年6月号)。

- 96) 「論説 京大對文部省の問題」(『報知』昭和8年5月26日)。
- 97) 「学園清掃を決意し赤化教授を追放 滝川教授をまづ槍玉に 伝へらるる顔ぶれ」(『やまと』昭和8年5月29日)。
- 98) 蓑田胸喜「宮本英脩氏への公開状」(『原理日本』昭和8年7月号)。
- 99) 京都大学百年史編集委員会『京都大学百年史 総説編』京都大学後援会、平成10年、379頁。
- 100) 前掲注94)、「京都大学問題と教育界革新」。
- 101) 桑原册次郎「大学自由主義を排し根源を清めよ」(『日本及日本人』昭和8年5月15日号)。
- 102) 長尾藻城「日本精神の徹底方策としての大学改善」(『日本及日本人』昭和8年7月1日号)。
- 103) 蓑田胸喜「編集消息」(『原理日本』昭和8年5月号)。
- 104) 樋口季一郎「現下国状に於ける非日本の存在排撃」(『日本及日本人』昭和8年7月1日号)。
- 105) 蓑田胸喜『日本赤化徴候司法部不祥事件禍因根絶の逆縁昭和維新の正機』原理日本社、昭和8年、22-28頁。
- 106) 木村亀二「大学の自由と学問の自由—京大事件に関係して—」(『教育』昭和8年7月号)。
- 107) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』(東京大学出版会、昭和62年、78-83頁)をもとに、当時、東大法学部に在籍した教授18名、助教授11名について調査した。
- 108) 瀧本英吉「東大法学部と京大法学部」(『改造』昭和8年8月号)。
- 109) 「社説 京大問題の解決を急げ」(『東朝』昭和8年6月25日)。
- 110) 阿良嘉樹「学園の暴風雨—京都帝国大学滝川教授問題—」(『婦人公論』昭和8年7月号)。
- 111) 美濃部達吉「京大法学部の壊滅の危機」(『中央公論』昭和8年8月号)。
- 112) 馬場恒吾「ウグイスの思想善導」(『読売』昭和8年6月26日)。

玉井研究会20期生 (50音順)

浅倉 正寛	上田 真穂	卯月 尚人	小田 誠
黒田 啓輔	公門 優希	小坂 裕二	小松崎鉄雄
小柳 安那	清水 香織	萩原 文彦	林 孝一郎
堀 卓真	牧村 理浩	森尾 健司	吉川 由華

# SEIJIGAKU KENKYU

Studies in Politics

by Undergraduate Students, Faculty of Law,  
KEIO University  
No. 52 2015

## CONTENTS

### Articles

*General Will 2.0* and Hiroki Azuma's Strategy ..... ARAI, Naoki ..... ( 1)

Fading and Diversifying of Memories in the Post-Modern Era ..... SUEDA, Hayata ..... ( 21)

State Immigration Regulation and Federal Preemption ..... OSAWA Seminar ..... ( 49)

The Relations between the Thoroughness of Anti-bullying Policies by the Boards of Education and Their Cooperation with other Actors: The Quantitative Analysis and Case Studies based on our Questionnaire Survey ..... OYAMA Seminar ..... ( 71)

Ohira Masayoshi's Pan-Pacific Concept: From the Viewpoint of Comprehensive Security ..... KASAHARA Seminar ..... (107)

Takigawa Incident in Japanese Mass Media ..... TAMAI Seminar ..... (131)

Antimilitarism or Buck-Passing?: Japanese Security Policy from the New Cold War to the Present ..... MIYAOKA Seminar ..... (161)

### Documents

Titles of Graduation Thesis for the Academic Year 2014 ..... (189)

Edited by Student Committee of Political Science Seminars,  
Faculty of Law, KEIO University  
Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8345

平成二十七年三月十五日 印刷

平成二十七年三月二十日 発行